船舶事故等調査報告書

平成２２年１０月２８日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１０横第８０号
事故等種類	衝突
発生日時	平成２２年３月２９日　１１時００分ごろ
発生場所	京浜港川崎区　神奈川県川崎市東燃ゼネラル石油扇島西シーバース灯から真方位１９６°１，２００m付近 （概位　北緯３５°２８．３′　東経１３９°４６．６′）
事故等調査の経過	平成２２年５月１９日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　油タンカー　官正丸、１４１トン １３２１５８、株式会社官正 Ｂ　油タンカー　第五芝浦丸、１３９トン １３４３００、芝浦海運株式会社
乗組員等に関する情報	Ａ　船長、六級海技士（航海） Ｂ　船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	Ａ　右舷船首部に擦過傷 Ｂ　左舷船首部ブルワークに凹損、曲損及び擦過傷
事故等の経過	Ａ船は、船長ほか２人が乗り組み、外国船からの瀬取りに備え、タンク検査を受けるため、サーベイヤーが乗船しているＢ船に接舷することとし、Ｂ船に接近中、平成２２年３月２９日１１時００分ごろ、京浜港川崎区において、Ａ船の右舷船首部とＢ船の左舷船首部とが衝突した。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　北東、風力　４、視程　約１５㎞ 海象：潮汐　ほぼ低潮時
分析	乗組員等の関与：あり 船体・機関等の関与：なし 気象・海象の関与：あり 判明した事項の解析：Ａ船は、風力４の風が吹く状況下、京浜港川崎区において、Ｂ船に接舷する際、接近状況の確認を適切に行わず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、風力４の風が吹く状況下、Ａ船が、京浜港川崎区においてＢ船に接舷する際、接近状況の確認を適切に行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。